

福島市告示第82号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、福島市休日救急歯科診療所使用料、診断書交付手数料及び物品売払代金の徴収並びに領収証交付に関する業務を次のように委託したので告示します。

令和8年4月1日

福島市長 馬場 雄基

1 上記業務を委託する者

福島市仲間町6番6号

一般社団法人 福島歯科医師会 会長 山口 晴彦

福島市仲間町6番6号

一般社団法人 福島県歯科衛生士会福島支部長 佐藤 広衣

2 上記業務委託の開始日

令和8年4月1日から